



2022年11月8日

各 位

会社名 株式会社 アズ 企画 設計
代表者名 代表取締役社長 松本 俊人
(コード番号：3490 東証スタンダード市場)
問合せ先 専務取締役 管理部長 小尾 誠
(TEL 048-298-1720)

消費税の更正処分等の取消請求訴訟において、

当社の請求を棄却した第一審判決に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社は、2022年10月26日付け「当社が提起していた消費税の更正処分等の取消請求訴訟に係る判決に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、東京地方裁判所より、消費税の更正処分等(以下、「本件更正処分等」といいます。)の取消しを求める当社の請求を棄却する旨の判決(以下、「原判決」といいます。)の言渡しを受けておりました。

この度、当社は、原判決を不服とする東京高等裁判所宛の控訴状を東京地方裁判所に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起を行った裁判所及び日時
東京高等裁判所 2022年11月8日

2. 控訴人及び被控訴人

控 訴 人： 当社

被控訴人： 国(国税当局)

3. 控訴の内容

原判決は、当社の主張を棄却するものであり、当社は、原判決に不服があるため、控訴の提起を行いました。

4. 控訴の提起に至るまでの経緯

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 2019年 4月16日 | 本件更正処分等の通知書を受領 |
| 2019年 5月28日 | 国税不服審判所に対して、本件更正処分等の取消しを求める審査請求 |
| 2020年 4月 7日 | 国税不服審判所が、審査請求を棄却する旨の裁決 |
| 2020年10月 7日 | 本件更正処分等の取消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起 |
| 2022年10月26日 | 東京地方裁判所より、当社の請求を棄却する原判決の言渡し |

5. 今後の見通し

本控訴審においても、第一審同様に、当社の正当性を主張してまいります。また、今後、公表の必要が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以 上